

第一回日本大学男女研究者共同参画国際シンポジウム 「女性研究者の活力を生かす～女性の研究リーダーを育てるには～」

2009.10.08. @日本大学会館大講堂 f d f f

基調講演「新しい時代の女性研究者の役割～社会変革の旗手」

政治学博士 猪口邦子

Kuniko INOGUCHI, Ph.D.

日本学術会議会員(政治学)

元少子化・男女共同参画大臣

元軍縮会議日本政府代表部特命全権大使



The Power of Ideas

Kuniko INOGUCHI, Ph.D.
Member, House of Representatives
Member, Science Council of Japan

(C) Kuniko INOGUCHI, Ph.D.

(社会発展の遅れ)

人間社会の発展

政治発展、民主主義の深化、政治参加の拡大、政策決定過程の安定性。
経済発展、世界貿易の拡大や技術革新と大量生産により、20世紀を通じて大半の地域に貧困の克服や中間層の成長の変化をもたらす。
社会発展、政治発展や経済発展と連動して推進されるべき社会政策はさまざまな事情や制約要因により後回しとなり、経済の水準に不相应な社会発展の水準の国もある。

日本はその事例であり、少資源国という不利条件下での成長を目指す過程で、経済政策優先を余儀なくされ、世界2位の経済規模を達成するが、他方で女性のための施策などが遅れた少子化社会となった。資源制約以外にも、安全保障に過度の緊張と配分を余儀なくされる国も同様のアンバランスを示すことがあり、たとえば戦後の東西冷戦の前線国家となったドイツも社会政策の不足から少子化現象を経験している。

(少子化に集約される社会矛盾)

社会発展のさまざまな指標

教育の普及や社会保障の充実、あるいはdiversity = 多様性の達成、政策決定過程における女性や少数勢力の比率等々。

わが国は、平均寿命や乳幼児死亡率など世界的水準を達成。

他方で、著しい少子化傾向は社会構造の矛盾の総合的かつ最終的な表現。合計特殊出生率の急減は、社会的再生産が叶わないという究極の社会矛盾を集約し、経済は世界で2位、男女平等指標は54位という極端なアンバランスがもたらした社会的帰結を伝えている。

これからはついに社会発展の時代、社会変革の時である！

その鮮明な認識と舵の切り替えができるかどうか。これは政治や政策のみでなく、民間企業、研究機関、報道媒体、教育現場、地域活動などの共振性を得た新たな社会的合意(パクト)とオーナーシップに基づかなければならない。

世直しの推進者となる気概と勇気をもつ群像の匿名なるパートでありたいと思う多数の人々による、社会の細部における無数の英雄的な努力によって社会変革の歴史は作られるものである。

(世直しは可能である)

社会の総力による世直しと社会政策重点化への転換によって、
Make a difference(違いをもたらすこと)は可能である。

ドイツは好事例であり、冷戦末期には合計特殊出生率は日本より低い1.25へと低下したが、冷戦後の平和の配当が社会保障分野にも及び、家族支援政策が多角的に拡充されると10年後には日本には当面は不可能と思われる1.45にまで回復した。日本では2005年に史上最低の1.26を記録し、専任の少子化担当国務大臣が設置され、取り組みを強化して回復基調には転じたが、まだ1.34に留まっている。世界的不況のなかでも、社会発展への合意を後退させない新たな社会建設への決意が日本には問われている。

(研究者と女性の役割)

社会変革の担い手として特別の役割を認識すべきは、まずは研究者であろう。政治や社会が変わるとき、それに先立ち、新たな思想や学説がいつの時代にもあった。思考の先導があって、政治も社会も変容していく。民主主義についても、民主革命の夜明け前に、人間の自由や平等についての思想的先導があった。

とすれば、研究現場の社会発展が遅れているという矛盾は、まずは解消しなければならないが、わが国は、研究者に占める女性割合の国際比較では先進国最下位に近い12.4%であり、とりわけ理系分野では著しい遅れが目立つ。大学教授に占める女性の割合は工学系で2.2%、理学系で3.9%、医学・歯学系で8.2%、薬学で8.9%、また学長の女性割合は8.1%である。そのなかで、女子学生はロールモデルなど研究の場での将来展望を描けず、本来は人間社会の最前線の思想を実現して範を垂れるべき研究の世界が、社会発展の空白地帯となりかねない。

他の分野でも女性の指導的地位の実現は困難が続いている。国会議員の女性割合は12.3%、都道府県知事は6.4%、裁判官は15.4%、公認会計士は12.9%、民間企業の管理職は3.6%、記者は14.7%、農業委員は4.2%。女性はどの分野でも少なく、仕事と家庭の両立、子育て支援、家族政策など後回しとなった社会政策を追求する数の力はどこでも足りない。にもかかわらず、女性たちは悲観するより、行動すべきである。実力をつけ、改善を求め、大状況を認識した連帯を組み、社会変革の旗手となるべきである。なぜなら、もし、女性たちが立ち上がらなければ、だれが緊要性のある社会変革の初期の急流を作るのだろうか。社会変革の本流は、しばしば従来システムの少数派から発生する。苦勞している世代が、次世代に苦勞の先送りをしない決意で立ち上がるとき、老若男女をこえ幅広く未来志向の人々の共感を得て大潮流をとっていく。

女性でかつ研究者であれば、日本社会変革のための二重の苦勞と役割を担っている。シンポジウムでは、女性研究者の現場の具体的な改善方法や課題を論じてみたい。(了)

GEM(ジェンダー・エンパワメント指数)、ジェンダー・ギャップ指数と HDI(人間開発指数)の国際比較

女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るGEM(Gender Empowerment Measure ジェンダー・エンパワメント指数、国会議員や管理職に占める女性割合などを用いて算出)をみると、日本は108か国中58位と、先進国の中でもきわめて低位である。

また、GEMに教育・保健分野を加味したジェンダー・ギャップ指数(Gender Gap Index=ダボス会議を主催するWEF発表)をみると、日本は130か国中98位となっている。

一方、人々の生活の質や発展度合いを示すHDI(Human Development Index 人間開発指数、平均寿命や教育水準、国民所得などを用いて算出)をみると、日本は179か国8位となっている。

ジェンダーエンパワメント指数

順位	国名	GEM値
1	スウェーデン	0.925
2	ノルウェー	0.915
3	フィンランド	0.892
4	デンマーク	0.887
5	アイスランド	0.881
6	オランダ	0.872
7	オーストラリア	0.866
8	ドイツ	0.852
9	ベルギー	0.841
10	スイス	0.829
14	英国	0.796
17	フランス	0.780
18	米国	0.769
58	日本	0.575
68	韓国	0.540
72	中国	0.526

ジェンダーギャップ指数

順位	国名	GGI値
1	ノルウェー	0.824
2	フィンランド	0.820
3	スウェーデン	0.814
4	アイスランド	0.800
5	ニュージーランド	0.786
6	フィンランド	0.757
7	デンマーク	0.754
8	アイスランド	0.752
9	オランダ	0.740
10	ラトビア	0.740
11	ドイツ	0.739
13	英国	0.737
15	フランス	0.734
27	米国	0.718
57	中国	0.688
98	日本	0.643
108	韓国	0.615

人間開発指数

順位	国名	HDI値
1	アイスランド	0.968
2	ノルウェー	0.968
3	カナダ	0.967
4	オーストリア	0.965
5	アイルランド	0.960
6	オランダ	0.958
7	スウェーデン	0.958
8	日本	0.956
9	ルクセンブルク	0.956
10	スイス	0.955
11	フランス	0.955
15	米国	0.950
21	英国	0.942
23	ドイツ	0.940
25	韓国	0.928
94	中国	0.762

- 19位 オーストリア
- 20位 ポルトガル
- 21位 イタリア
- 22位 パハマ
- 23位 アイルランド
- 24位 アラブ
首長国連邦
- 25位 アルゼンチン
- ...
- 55位 ガイアナ
- 56位 セルビア
- 57位 ベネズエラ
など

各分野における女性の参画状況

各分野において女性の参画は着実に拡大しているものの、依然として女性割合は低く、一層の取組を進める必要がある。

- 衆議院議員** ・ ・ 45人 / 479人、9.4% (2009年2月)

 - ・ 1.9% (1952年10月) 45人、9.4% (2009年2月)
 - ・ 187か国中、138位 (列国議会同盟HPより試算、2008年)
- 参議院議員** ・ ・ 44人 / 242人、18.2% (2009年2月)

 - ・ 6.0% (1953年4月) 18.2% (2009年2月)
- 国の審議会等における委員** 32.4% (2008年)

 - ・ 2.6% (1975年)
 - ・ 2006年4月、男女共同参画推進本部において、新たな目標を決定。
 [委員：2020年までに男女いずれか一方が40%未満とならない。]
 2010年度末までに、女性委員が33.3%。]
 - ・ 都道府県：32.6%、市(区)町村：25.2% (2008年)
- 地方議会議員** ・ ・ ・ ・ 10.4% (2007年)

 - ・ 1.2% (1975年)
 - ・ 都道府県議会：8.0%、市区議会：12.3%、町村議会：7.7% (2007年)
- 管理的職業従事者** ・ ・ 9.7% (2007年)

 - ・ 米国：41.8%、ドイツ：37.7%、スウェーデン：32.3% (2006年)
- 国家公務員管理職** ・ ・ 1.9% (2007年1月)

 - ・ 169人 / 9,106人
 - ・ 米国：26.3% (2005年)、フランス：14.0% (2003年)、ドイツ：15.9% (2002年)
- 司法分野** ・ ・ 裁判官：15.4%、弁護士：14.4%、
 検察官：12.2% (2008年)

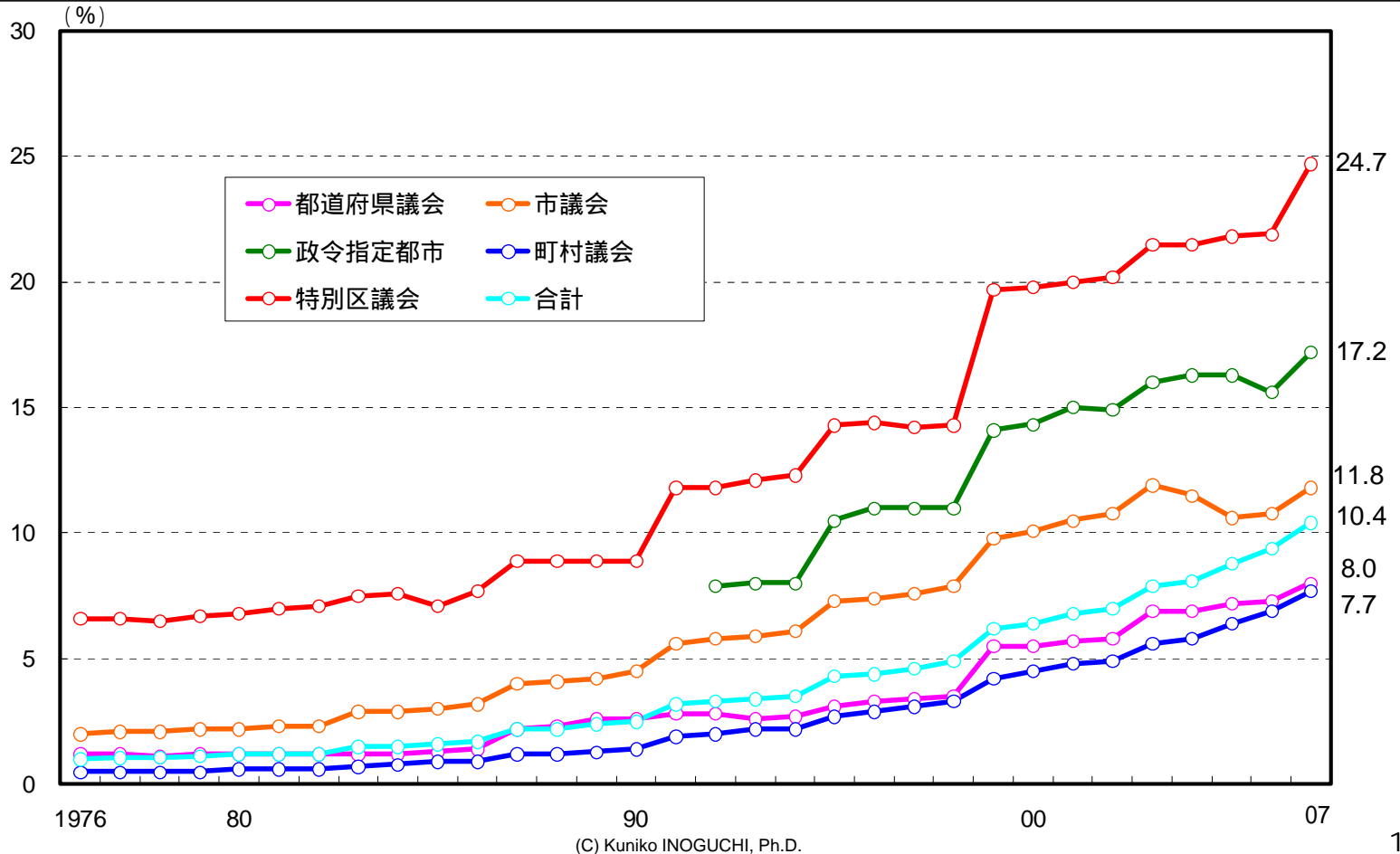
 - ・ 裁判官：2.1%、弁護士：3.3%、検察官：1.0% (1977年)
- 研究者** ・ ・ ・ ・ ・ 13.0% (2008年)

 - ・ 7.9% (1992年)
 - ・ フランス：27.8% (2004年)、イギリス：26.0% (2000年)、ドイツ：19.2% (2003年)
- 医師国家試験合格者** ・ ・ 34.5% (2008年)

 - ・ 19.2% (1991年)
- 第1子の出産時に離職する女性の割合** ・ ・ 67.4% (2001年)

地方議会における女性議員割合の推移

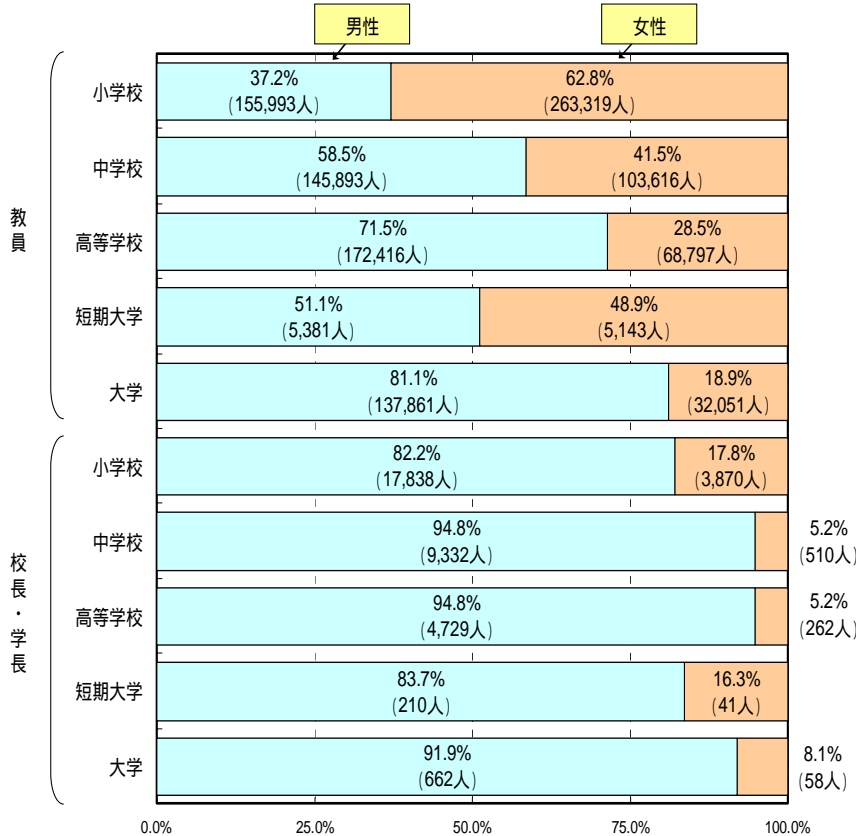
女性議員の割合が最も高い特別区議会で24.7%、政令指定都市の市議会は17.2%、市議会全体は11.8%、都道府県議会は8.0%、町村議会は7.7%となっており、都市部で高く郡部で低い傾向にある。



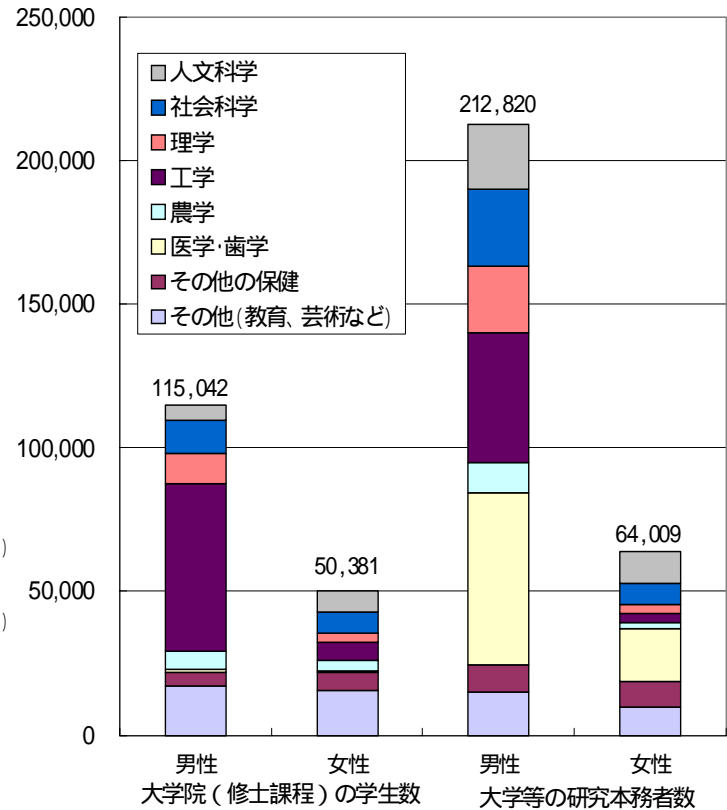
大学等における女性の割合

教員について男女比率をみると、短期大学を除いて、段階が上がるにつれて女性の割合は低くなっている。また、大学院の学生数や大学等において研究に従事する女性の専門分野をみると、理学・工学・農学分野に携わる人が少ない。

教員、校長・学長の男女比率



研究分野別にみた修士課程の学生数、大学の研究者数

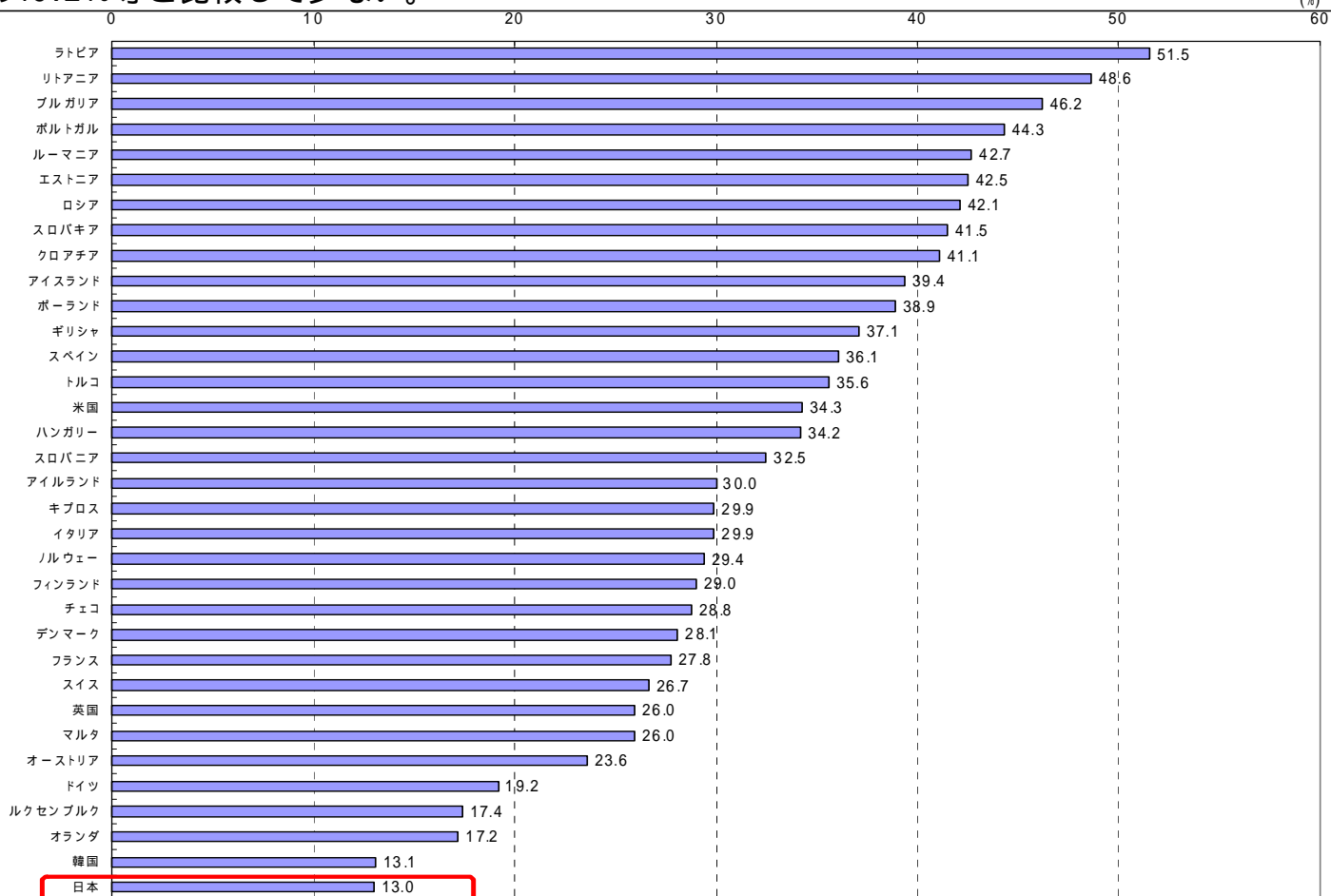


(C) Kuniko INOBUCHI, Ph.D.

内閣府資料(2008)

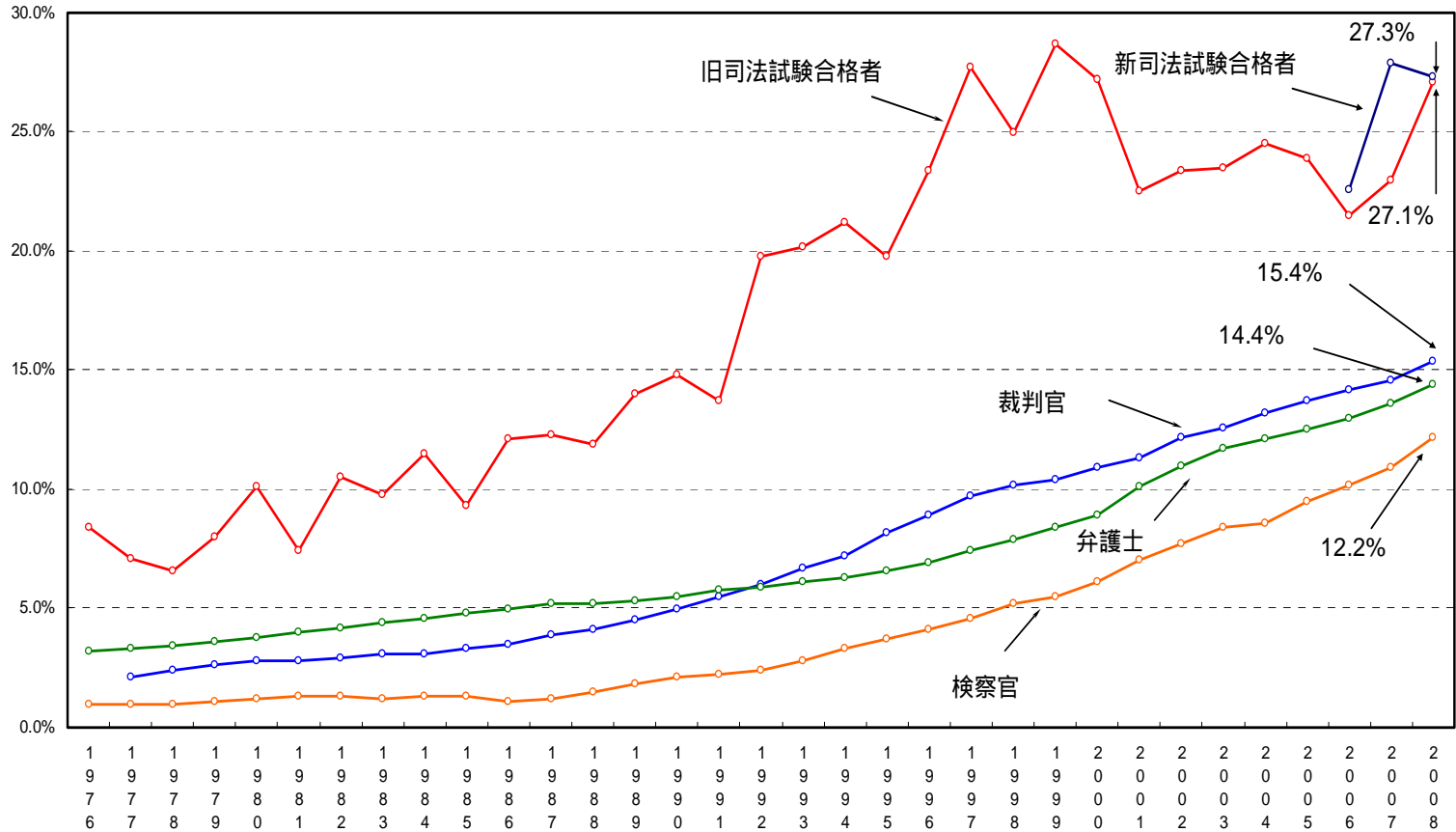
研究者に占める女性の割合の国際比較

我が国の女性研究者の割合は、アメリカの34.3%、フランスの27.8%、イギリスの26.0%、ドイツの19.2%等と比較して少ない。



司法分野における女性割合の推移

裁判官、検察官、弁護士に占める女性割合は、着実に増加している。
 また、法曹養成の専門職大学院である法科大学院における女子学生の比率は約3割を占めていることから、今後も司法分野での女性割合の増加が期待される。

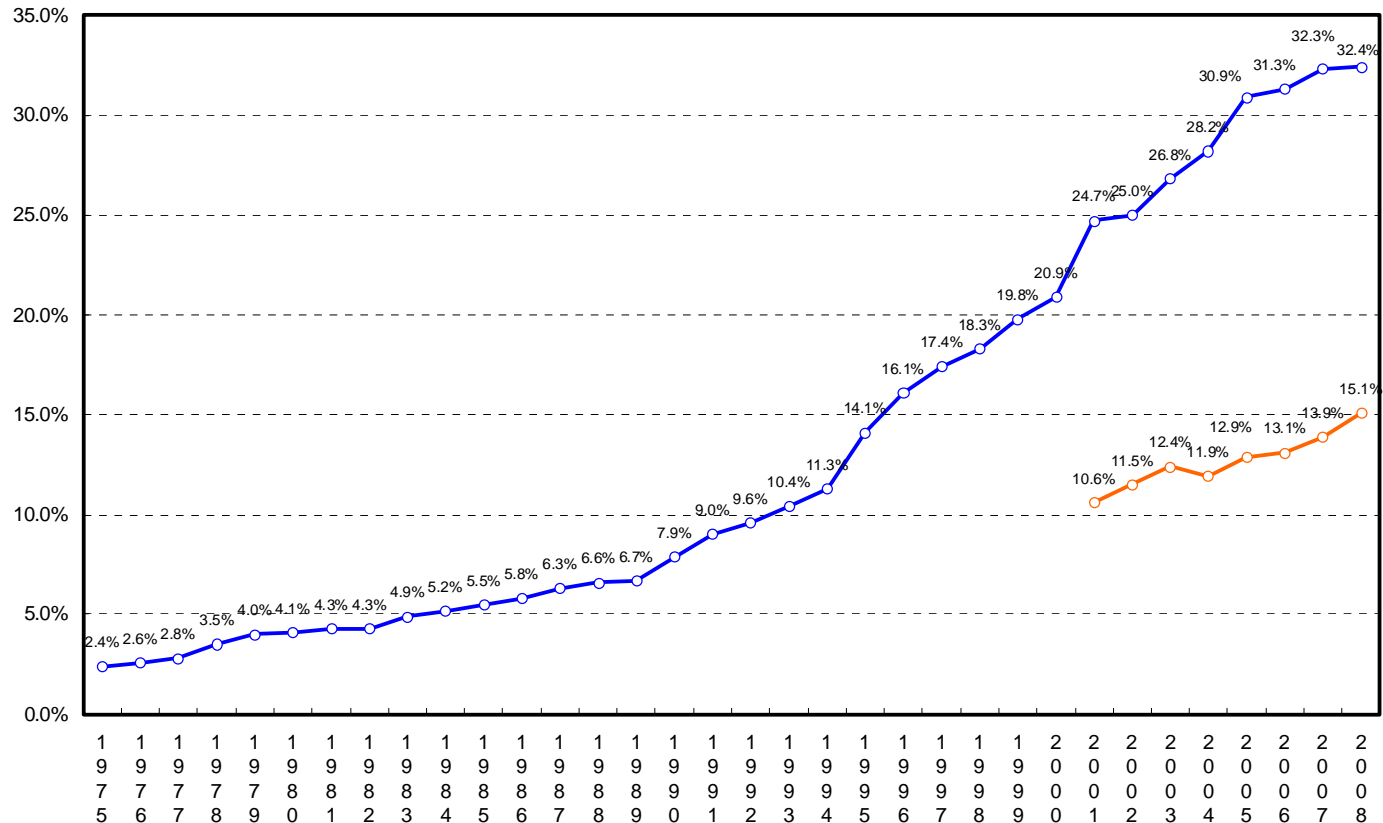


(C) Kuniko INOUCHI, Ph.D.

国の審議会等における女性割合の推移

猪口邦子男女共同参画担当大臣の下で策定された男女共同参画推進本部の「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」という指針の中では、審議会等の委員については、2020年までに男女いずれか一方の委員の数が委員総数の10分の4未満とならない状態を達成するよう努めることが定められている。

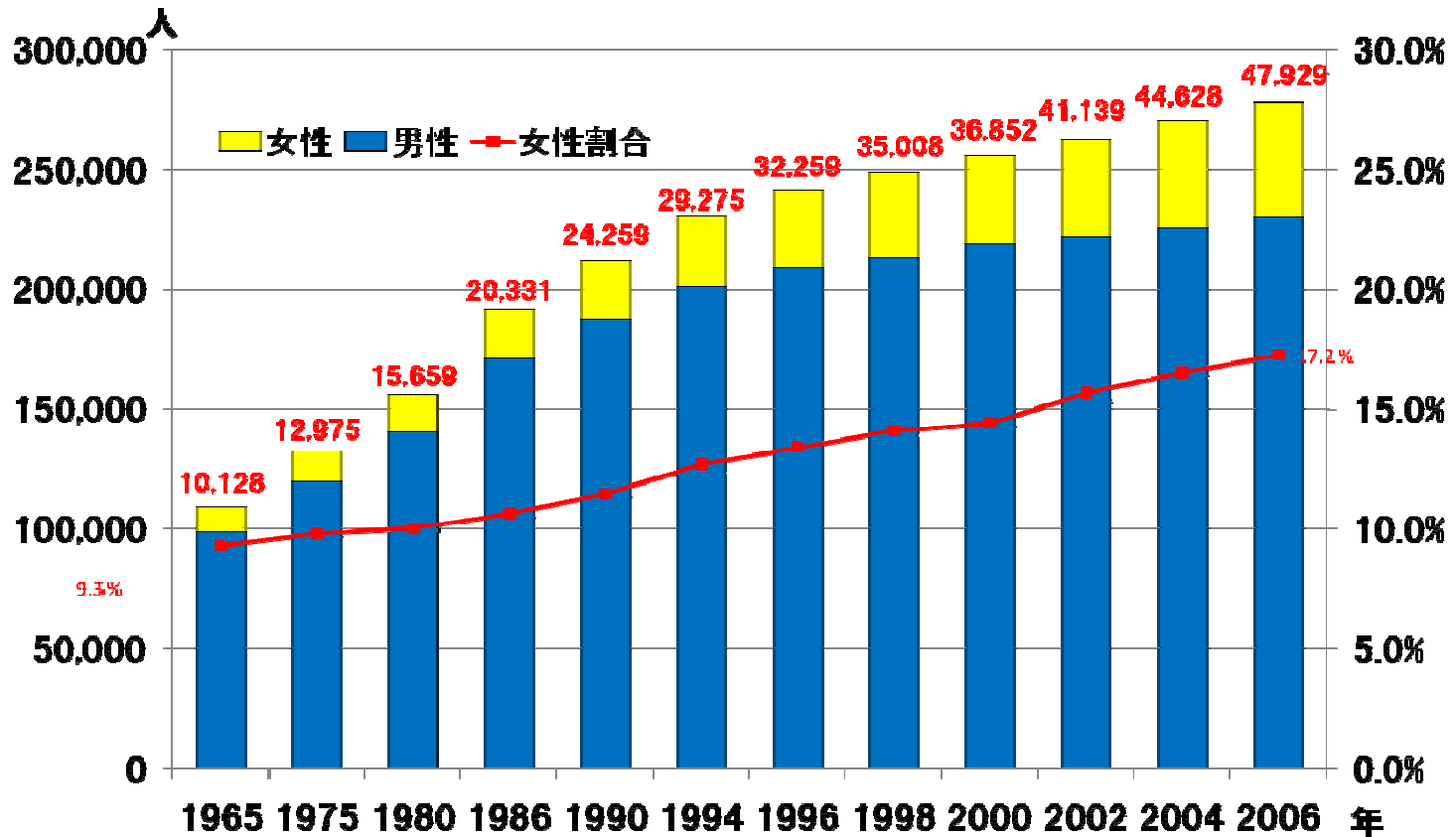
審議会等の委員における女性割合は着実に増加して2008年現在では32.4%となっているが、専門委員等における女性の割合はまだ低い。



(C) Kuniko INOYUCHI, Ph.D.

女性医師の数と割合の推移

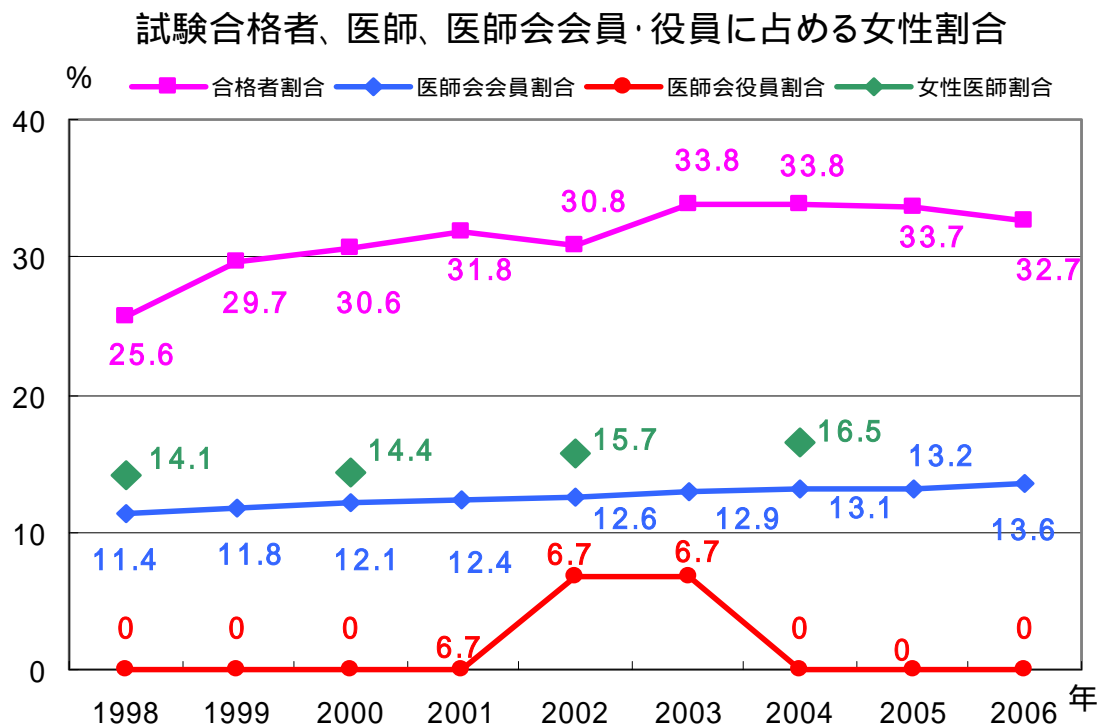
女性医師の数と割合は着実に増えているが、全体の2割に満たない。
1990年以降は、女性医師の数は年平均6%の伸びで増加している。



国家試験合格者、医師、日本医師会会員・役員の女性割合

医師国家試験合格者に占める女性割合は32.7%、女性医師割合は16.5%であり、今後、若い世代から、女性医師割合が増えていくことが期待される。

日本医師会における女性会員割合が13.6%であるのに対し、役員割合は0%であり、女性会員は役員職に就きにくい状況にある。



男女共同参画社会基本法 (1999年6月23日公布・施行)

男女共同参画社会基本法は、全28条からなる。

第1章：総則（第1条～第12条） 第2章：男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条～第20条） 第3章：男女共同参画会議（第21条～第28条）

【5つの基本理念】

男女の人権の尊重（第3条）

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

社会における制度又は慣行についての配慮（第4条）

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考える必要があります。

政策等の立案及び決定への共同参画（第5条）

男女が、社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。

家庭生活における活動と他の活動との両立（第6条）

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事をしたり、学習したり、地域活動ができるようにする必要があります。

国際的協調（第7条）

男女共同参画社会づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関とも相互に協力して取り組む必要があります。

【国、地方公共団体及び国民の責務】

- ・ 国は、施策を総合的に策定し、実施（第8条）
- ・ 地方公共団体は、地域の特性をいかした施策を展開（第9条）
- ・ 国民は男女共同参画社会づくりに協力（第10条）

第2次男女共同参画基本計画 (2005年12月27日)

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ・2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が**少なくとも30%**になるよう期待し、各分野の取組を推進。
- ・各分野で**積極的改善措置**に自主的に取り組むことを奨励。

女性のチャレンジ支援

- ・チャレンジ支援策を推進し、情報の一元化や関係機関のネットワーク化によるワンストップ・サービス等を提供する環境を構築。
- ・一旦家庭に入った**女性の再チャレンジ**(再就職、起業等)支援策を充実。
- ・育児等を理由に退職した者の再就職先として正社員も含めて門戸が広がるよう企業の取組を促す。

男女雇用機会均等の推進

- ・**男女雇用機会均等法を改正**
(男女双方に対する差別の禁止、間接差別の禁止、妊娠等を理由とする不利益取扱いの禁止、男性に対するセクシュアルハラスメントも対象とする等)

仕事と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直し

- ・**男性も含めた働き方の見直し**を大幅かつ具体的に推進。
- ・**短時間正社員**など質の高い多様な働き方を普及。公務員については、常勤の国家公務員に育児・介護のための**短時間勤務制度**を導入。
- ・短時間労働者への厚生年金の適用の在り方について検討。
- ・保育サービスの充実など、多様なライフスタイルに対応した**子育て支援策**の充実。

新たな分野への取組

- ・新たな取組を必要とする分野(**科学技術、防災**(災害復興を含む)、**地域おこし・まちづくり・観光、環境**)における男女共同参画を推進。
- ・女性研究者の採用等拡大、育児等との両立支援。
- ・男女のニーズの違いを考慮した防災対策。
- ・女性が参画した地域づくりの優良事例の普及。
- ・環境保全分野での女性の参画を拡大。

男女の性差に応じた的確な医療の推進

- ・医療関係者及び国民に男女の**性差医療**についての知識の普及を図る。

男性にとっての男女共同参画社会

- ・男女共同参画社会の形成の男性にとっての意義と責任や、地域・家庭等への男性の参画を重視した広報活動を推進。

男女平等を推進する教育・学習の充実

- ・2015年までにすべての教育レベルにおける男女格差を解消。

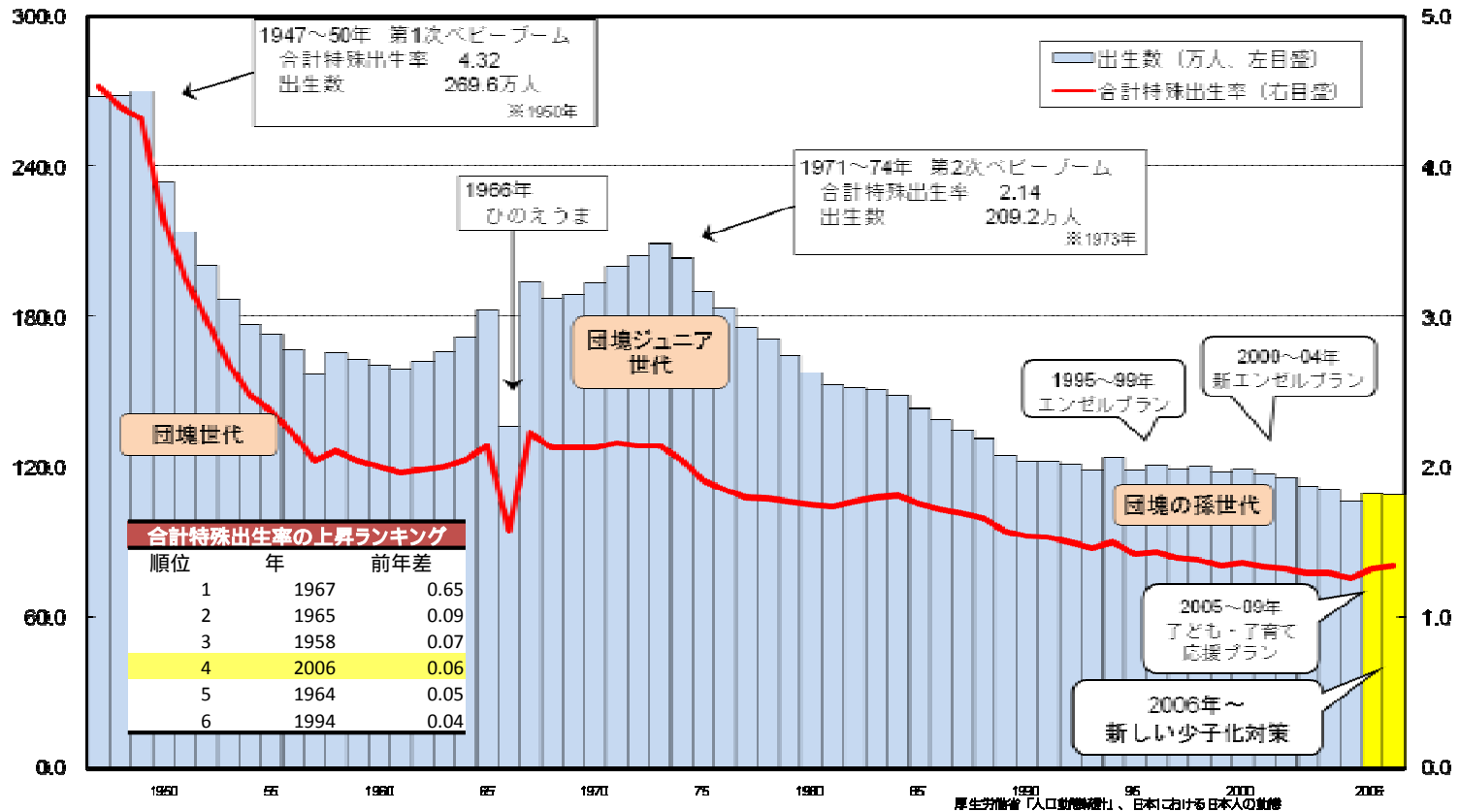
女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ・**被害者の保護や自立支援**等の施策の推進。
- ・**女性に対する暴力の予防**のための対策の推進。

あらゆる分野において男女共同参画の視点に立って関連施策を立案・実施し、男女共同参画社会の実現を目指す。

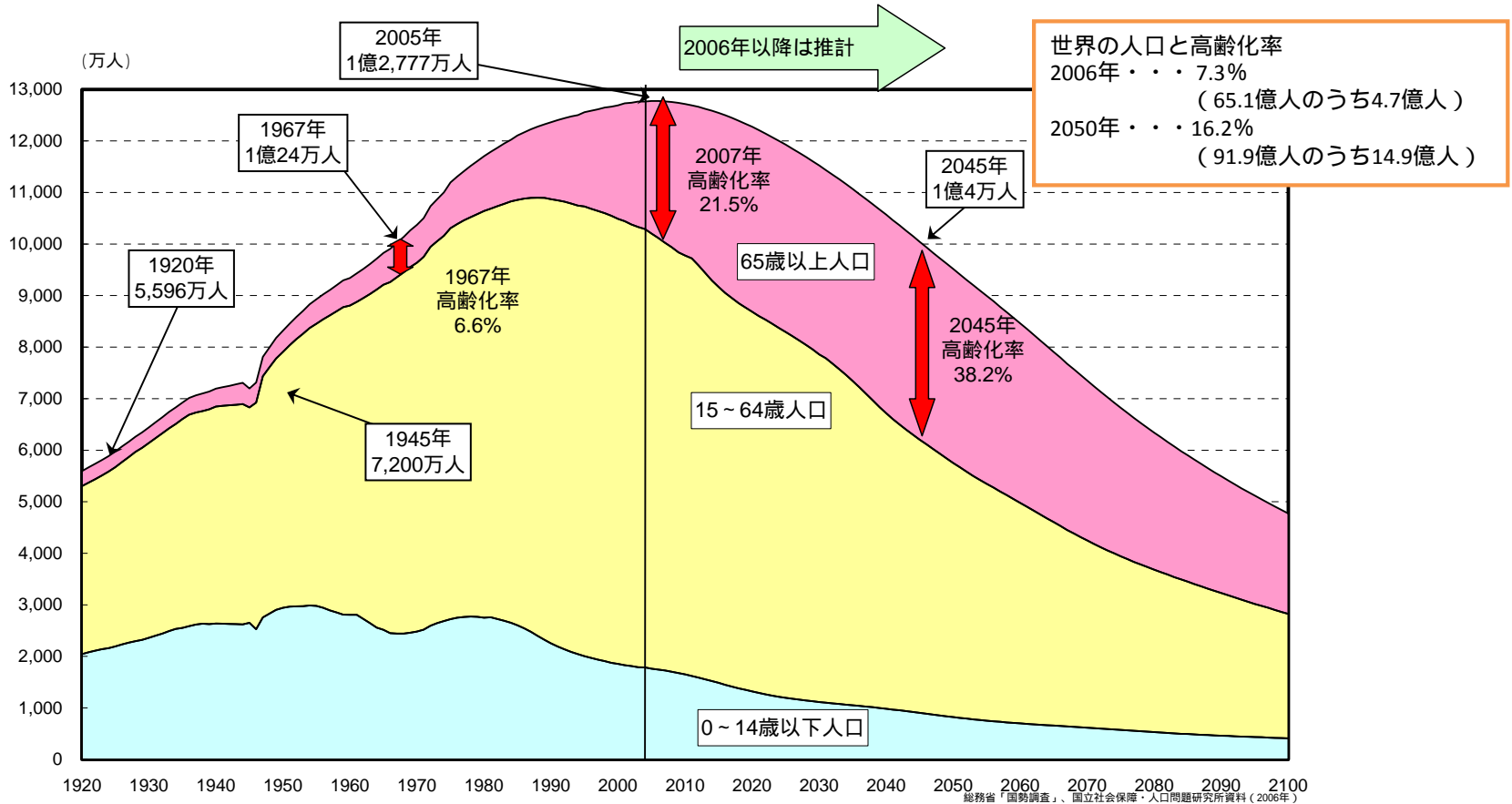
出生数及び合計特殊出生率の推移

1971年～1974年の第2次ベビーブーム以降、30年間にわたって出生数、合計特殊出生率ともに減少傾向にあったが、2006年の出生数は1,092,662人と前年を30,132人、合計特殊出生率は1.32と前年を0.06ポイント上回った。2006年の出生数の伸びは1994年に50,046人増加して以来12年ぶりの大きな増加であり、出生率は2000年以来6年ぶりに前年を上回り、前年からの伸びはおよそ40年ぶりの大幅な上昇となった。



超少子高齡社会の到来

現状のまま少子化が進行すると、2045年には我が国の総人口は1億人程度となる。
日本の人口が初めて1億人を超えた1967年には高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は6.6%であったが、2045年の高齢化率は38.2%に達することが見込まれている。



「新しい少子化対策について」(2006年6月20日政府決定)

子育て支援策

新生児・乳幼児期(妊娠・出産から乳幼児期まで)

出産育児一時金の改善による事実上の出産無料化
妊娠中の健診費用軽減
不妊治療の公的助成の拡大
妊娠初期の休暇などの徹底・充実
産科医等の確保などの産科医療システムの充実
児童手当制度における乳幼児加算の創設
子育て初期家庭に対する家庭訪問を組み入れた子育て支援ネットワーク(「こんにちは赤ちゃん事業」)の構築

未就学期(小学校入学前まで)

全家庭を対象とする地域における子育て支援拠点の拡充
待機児童ゼロ作戦の更なる推進
病児・病後時保育、障害児保育等の拡充
小児医療システムの充実
行動計画の公表等次世代育成支援対策推進法の改正の検討
育児休業給付の引上げなど育児休業や短時間勤務の充実・普及
事業所内託児施設を含め従業員への育児サービスの提供の促進
子どもの事故防止策の推進
就学前教育についての保護者負担の軽減策の充実

小学生期

全小学校区における「放課後子どもプラン」の推進
スクールバスの導入等、学校や登下校時の安全対策

中学生・高校生・大学生期

奨学金の充実等
学生ベビーシッター等の推奨

働き方の改革

若者の就労支援

キャリア教育の強化によるフリーター・ニート化の防止
年長フリーターの正社員化支援 等
パートタイム労働者の均衡処遇の推進
法整備を含めた施策の強化
女性の継続就労・再就職支援
育児休業の取得促進・育児期の短時間就労等の仕事と育児の両立支援策の充実
女性の再就職支援のための学習機会の提供 等
企業の子育て支援の取組の推進
子育て支援制度を導入した企業への財政的支援
入札手続き時における企業努力の反映
長時間労働の是正等の働き方の見直し
法整備を含めた施策の強化
働き方の見直しを含む官民一体子育て支援推進運動
「仕事と生活の調和」の実現を目指す

(その他の重要な施策)

子育てを支援する税制等を検討
里親・養子縁組制度の促進と広報・啓発
児童虐待防止対策及び要保護児童対策の強化
食育の推進
家族用住宅、三世代同居・近居の支援 など

日本の特質と国際社会の未来

- 日本の特質
 1. 小資源国 教育、改革、科学技術
 2. 被爆国 軍縮と不拡散阻止(核と通常兵器)
- Epistemic Community(認知共同体) = 政策志向性をもって国境横断的に形成する問題解決のためのネットワーク
- Geriatric Peace (民主主義社会における少子高齢化社会不戦構造)
butter or gun から medicine or gun へ

S O S = Solution-Oriented Synergy

問題解決志向の連結

- Knowledge とは何か
- Local knowledge 現場の知識、苦勞した人の知識
- Affected partners 苦勞をしている人、問題解決を必要としている人
- Raise the voice 声をあげる
- 人間社会の苦勞を解決する科学技術
解決志向的技術の必要性